

# 短期語学留学 プログラム約款

## 第1条(約款)

申し込み希望者は、本約款を承諾の上、株式会社留学ジャーナル(以下「当社」といいます)に対し、本約款に含まれる各種サービス(以下「留学プログラム」といいます)を申し込みます。

## 第2条(契約の申し込みと成立)

(1)本約款における申し込み希望者による短期語学留学プログラム契約の申し込みと成立は、申し込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の「短期語学留学申し込み書」を作成・提出し、その契約を当社が承諾の上、申し込み書が留学費用の一部に当たる30,000円を受領確認したときをいいます(当社が申し込みを承諾した申し込み希望者に以下「申し込み者」といいます)。なお、本プログラム契約の有効期間は、原則として申し込み契約の成立日から1年です。申し込み者の都合により、申し込み後1年以内で留学プログラムを開始できない場合は、契約期間の満了により契約終了となります。その際の申込金は、第15条(契約終了後の取り扱)により返金されます。

(2)本約款に基づく申し込み者と当社との間の留学プログラム契約の成立後、当社は留学手続きを開始するにあたって「留学手続き引渡確認書」を発送します。または、電子の通知によりご連絡する場合があります。

(3)申し込み希望者が、留学学校または研修先機関(以下「留学先」といいます)が定員に達している可能性が高い場合、または滞在先の受入が滞り込んでいる等の事由で申し込み者の希望する手配ができない可能性が高い場合、当社は申し込み者の承諾を得ず、可能であれば変更の上、手配努力をします。ただし変更において別途定める「留学プログラム特約」の適用を条件とする場合があります。結果として希望する手配ができなかった場合でも、第12条(免責事項)によりお預かりの申込金は返金しません。

## 第3条(拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める理由の一つあるいは複数の認められるとき、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。

- 申し込み者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当社が認めるとき。
- 申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みに対して親権者(保護者)の同意がないとき。
- 申し込み者が希望する留学先の定員に申し込み可能な余裕がない場合等、各課程の受講が不可能になることが明らかなとき。
- 申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できない見通しがないとき。
- 申し込み者の過去の既往症または現在の身体的健康状態が、留学プログラムに参加に不適切であると当社が認めるとき。
- その他、当社が不適当と認めるとき。

## 第4条(プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申し込み者が希望する留学先に対する申し込み手続きの代行、出発前またはオンライン・ウェブ情報提供等を行うものであり、申し込み者の希望する留学先の各種や留学先への取組調整等をお預かりしたり、その他留学先あるいは出発後の申し込み者に対して何らの保証等を行うものではありません。この留学プログラムに含まれるサービスは次の通りです。

- 入手続書
  - 入學書類作成や書類の送付及び留学費用の送金、入學許可の取り付け等、入学の手続きを行います。
- 滞在手続書
  - 当社は、留学先へ合わせた寮・ホームステイ滞在等の申し込み手続きを行います。ただし、申し込み者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、あるいは希望留学先が寮などの滞在施設を持たない場合や申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則として、この滞在手続きの代行はできません。希望留学先によっては、申し込み者の出発前におこなわれるホームステイ等の滞在先住所・部屋番号がわからない場合があります。契約の場合、「入居案内」または「ホームステイ等」について、申し込み者の希望が通りません。また、ホームステイの場合、1週間以上1ヶ月の留学が滞り続ける場合があります。当社の責にあらぬ事由で滞りが確保できない場合、または申し込み者の希望どおりの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

(3)オリエンテーション
 

- 当社は、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード・保険・電話の利用の仕方などを紹介した小冊子を提供します。また、担当留学カウンセラーが随所随所で行う「留学案内」(生活準備講座)、「出発前の最終ガイダンス」等の随行アクティビティを行います。なお、留学ジャーナルカウンセリングセンター等、オリエンテーションが実施される会場での交通費は、申し込み者の負担となります。

- 留学ジャーナルステュデントサポートプログラム
  - 留学中の滞りの事象に対して、日本語アドバイザー等24時間電話サービス「留学ジャーナルステュデントサポートプログラム」を実施します(電話によるアドバイスは、AIGL/AIGLサポートセンターにて行います)。
- 留学先への紹介・申し込み代行
  - 当社は、提携金融機関より留学費用等に関する貸付を行う留学ローンを紹介・申し込みを代行します。詳細は、希望者により実施する貸付ローンの約款をご覧ください。なお、出発日より前までに十分な時間が無い場合、留学ローンを利用できないことがあります。

## 第5条(必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるときは、留学手続きに必要な書類を、当社より別途「必要書類案内」を送付してご連絡します。申し込み者は、指定された書類に指定された言語にて必要事項を記入の上、必ず指定の期日までに当社の手続センターまでお送りください。

## 第6条(諸費用)

本留学プログラムは、含まれないものも含め、その内訳は明示いたしません。なお、留学プログラムに含まれるものは、含まれないものは次の通りです。

(1)留学費用に含まれるもの

- 留学手数料
  - 料金を明示した語学留学・滞施設宿泊料金・食料料金等
  - 料金を明示した空港送迎または送迎等の料金
  - 送金手数料
- 留学費用に含まれないもの
  - 以下に於いては費用は、上記(1)項の費用には含まれません。申し込み者の利用希望や必要性に応じて、別途申請し、請求します。なお、渡航手配は、別途契約による手配となります(旅行取組：株式会社留学ジャーナル/観光庁長官登録旅行業第1695号)。

- 航空費
  - 航空費の申し込み・取消等は、別に定める標準旅行業約款の「手配依頼契約の約」/渡航先送付契約の部。ならびに当社の「旅行・航空券取扱い条件書」等に基づきます。
  - 2)国空送迎、国内の空港施設利用料、航空保険料、燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用
  - 3)寮等滞泊先に対する保証金(アドバンス)
  - 4)海外留学保険料
  - 5)VISAの申請書類作成料及びビザ申請書類作成料は、別途定める「旅券・査証手配(申請書類作成代行・申請代行)条件書」に基づきます。
- お申し込み申請においては、大使館または領事館が事実として請求するビザ申請料が別途必要となる国があります。こうした実費は、別途ご請求または直接お支払いいただくこととなります。
- 6)航空費の取組が必要な場合における訳語料(税別)
 

翻訳料(1通あたり)	英語	フランス語
・振替金領証明書	7,000円	8,000円
・卒業証明書	7,000円	10,000円
・成績証明書(大学・短大・高専のもの)	15,000円	20,000円
・高校のもの	12,000円	20,000円
・戸籍簿本(抄本)英語・フランス語とも1枚につき	15,000円	~ 20,000円
- 緊急連絡費
  - 申し込み者またはご家族からの依頼により、出発前・出発後に関係なく、緊急の連絡を必要とする場合、当社は希望留学先や語学コースあるいは滞在先の関係者から、緊急連絡をおこないます。その際にかかる費用は、相互の間を問わず1件1回あたり5,000円(税別)にて申し付けます。その場合、申し込み者は、当社が申し込み者に対して請求する金額を直接に当社に対して支払うものとします。
- 7)その他、留学先から来る交通費、オプションツアー参加費など個人的費用

## 第7条(申し込み後の変更と変更手数料)

- 留学開始前
  - 申し込み者の都合により、希望留学先における「受入日の変更」「授業コースの変更」「ホームステイから寮への変更」等申し込み内容及び手配内容の変更の申し出があったときは、当社が可能な限り申し込み者のご希望に応じます。その場合、当社は留学費用の変更をする場合があります。または、次の変更手数料を申し受けます。ただし、変更に伴い留学先等から別途変更費用の請求があった場合は、申し込み者の負担となります。
- 留学開始後
  - 申し込み者の都合により、留学プログラムを途中で同一学校の異なるコースへ変更する場合は、必ず現地に当該機関の同意を得た上で申し込み者本人が手続きを行うものとします。追加発生する場合は、すべて申し込み者の負担となります。また、途中で異なる留学先へ変更された場合は権利放棄と見なし、払い戻しは一切しません。留学プログラムの延長や変更(コースや滞在方法)の申請においても、すべて申し込み者の責任において当該機関に申し込み者本人が手続きし、費用の支払いは当該機関の指示に従うものとします。

同一学校・コース内の変更日	変更手数料(税別)
申し込みから8日以内の変更	無料
9日以降の変更	30,000円

※上記記載の該当日が当社休業日にある場合は、その直前の営業日が該当日となります。なお、営業時間以降の変更は翌日の届出となります。

- 留学先自前を変更する場合は、先に申し込みいただいた留学先は取消とみなし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをいただくことになります。
- 空港送迎手配のため送迎手配先・当社から別途連絡が完了した後、申し込み者の都合により到着便の変更が生じた場合には、変更手数料として1回3,000円(税別)を別途申し受けます。
- 契約期間内に留学手続きを開始することができず、留学時期の変更を希望される場合は、契約期間の満了前に変更手数料を支払うことにより、変更日を起算日として翌1年以内に出発し延期変更することができます。ただし、出発日が確定せず単に延期となる場合は取消とみなし、変更を希望する留学先に新たに申し込みをいただくこととなります。また、留学時期等に関する変更の契約期間が満了した場合は、第15条(契約終了後の取り扱い)に基づきます。
- 留学開始後
  - 申し込み者の都合により、留学プログラムを途中で同一学校の異なるコースへ変更する場合は、必ず現地に当該機関の同意を得た上で申し込み者本人が手続きを行うものとします。追加発生する場合は、すべて申し込み者の負担となります。また、途中で異なる留学先へ変更された場合は権利放棄と見なし、払い戻しは一切しません。留学プログラムの延長や変更(コースや滞在方法)の申請においても、すべて申し込み者の責任において当該機関に申し込み者本人が手続きし、費用の支払いは当該機関の指示に従うものとします。

## 第8条(支払い)

申し込み者は、本約款の各条項に定められた、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当該指定の口座に振り込みまたは所定の方法で払い込みをお願いします。本約款に別途定めがある場合、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払った留学費用、その他の諸費用、変更手数料の費用を当社に対して返金しません。申し込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申し込み者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責にあらぬ事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法に必要な差額をお支払いいただきます。

なお、留学費用等を概算額で支払った場合、後日支払い金額が明らかになり次第、当社の指示に基づき、当社は返金は支払い先の関係者に実行させていただきます。また、本約款の各条項に定める各費用の支払については、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)を別に当社から申し込み者に対して返金する際の振り込み手数料として、すべて申し込み者の負担となります。

## 第9条(申し込み後の取消と返金)

申し込み者が、申し込み後の留学の手続が取消される場合は、次の取消料をお支払いいただくことになり、申し込み内容の全部または一部を解除することができます。なお、審査・抽選の結果によりご希望の全部または一部を解除したい場合は、各取消料を申し込み者に対してお支払いいただき、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点から正式の取消料として取り扱います。希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続きにかかる航空会社に対するキャンセル料等、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申し込み者の負担となります。また、当社に対して支払った後は、申し込み者はかかる立て替え費用を当社に支払うものとします。

## 第10条(取消料)

取消の申し出時期	取消料
(イ)申し込み日から起算して8日目まで ※ただし(ハ)の場合を除く	取消料なし
(ロ)申し込み日から起算して9日以後で留学開始の前日から起算して31日前まで	30,000円+留学キャンセル実費 ※(1)
(ハ)開始の前日から起算して30日以内に当日から留学開始前日まで	50,000円+留学キャンセル実費 ※(1) ※(2)
(ニ)留学開始当日以降	留学費用全額

※1当料金を消費税はかかりません。  
 ※2申し込み日より前日に申し込み者本人が申し込み後5日以内のキャンセル料として申し込み者が負担しなければならない取消料は、本約款に基づき、申し込み者が当社に対してお支払いいただくものとします。  
 ※申し込み日より前日として開始日前日迄の期間が30日以内の場合には取消料は(ハ)が適用されます。  
 ※上記記載の該当日が当社休業日にある場合は、その直前の営業日が該当日となります。なお、営業時間以降の取消は翌日の届出のみとなります。  
 ※留学開始当日以降、申し込み者の短期帰国は、原則として払い戻しを一切しません。しかし特別に事情により、留学先からの返金が行われた場合、当該費用を申し込み者に対して代理受領し、留学先からの返金が確認された後、精算書作成日OTBレポートで換算した上で、申し込み者に日本円でお金を返金するものとします。

## 第11条(各相手と必要な連絡が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用の申し込み者により送付・入金されず、当社は申し込みの取組が中断したまま継続の代行ができなくなった場合、当社は申し込み者に対して本約款に基づき、支払った費用を一切返金しません。また、その期日に発生した希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、当該責任は申し込み者により、当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものと、別途通知した請求します。申し込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

## 第12条(当社からの解約)

- 申し込み者から当社に定める事由が生じた場合、当社に催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるとなります。申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要な書類を送付しないとき。
- 申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条、第6条、第7条、第8条に定める費用の支払いを行わないとき。
- 申し込み者の所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期間を過ぎ1ヶ月以上にわたって連絡がなかったとき。
- 申し込み者が当社に届け出た、申し込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な虚偽のあることが判明したとき。
- 申し込み者が、本約款に違反したとき。
- 申し込み者が、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められたとき。
- 申し込み者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を行使する行為またはこれに準ずる行為を行ったとき。
- 申し込み者が、風説を流布し、偽計を用いしもしくは威力を行使して当社に損害を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれに準ずる行為を行ったとき。
- この場合当社の業務上の都合があるとき。
- 申し込み者の希望する滞在先機関が定員に達している滞り込んでいる場合、
- 留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申し込み者が当社に対して本約款に基づき支払った費用を申し込み者に対して一切返金しません。また、解約により発生した希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手続きにおける航空会社に対するキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとします。申し込み者は当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を、当社に支払うものとします。

## 第13条(免責事項)

- 当社は、次に開示するような当社の責にふらぬ事由により、申し込み者が留学できなかった場合または希望留学先への正式入学できなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。
- 申し込み者の希望留学先コースが定員に達している入学できない場合、または定員超過で授業が提供されない場合があるとき。
- 申し込み者の希望する滞在先機関が定員に達している滞り込んでいる場合、
- 送信連絡または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申し込み者が出発できなかった場合。
- 申し込み者がVISAまたはビザを取得できず、あるいは渡航先へ入国拒否された場合。
- ビザ取得に時間がかかり、出発期日が変更になった場合。
- 天災、地震、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸空交通に関する不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供者の都合、当初の旅行計画に合わない運送サービスの変更、申し込み者の生命または財産の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力となる場合。
- 申し込み者の事情により留学プログラムが実行されず、手続きの継続が不可能と判断される場合。
- 申し込み者が、本約款に違反した場合。
- 前項各号に基づき当社の責にふらぬ事由で発生した場合は、当社を介して申し込み者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申し込み者の負担となります。
- 「留学ジャーナルステュデントサポートプログラム」の業務は、AIGL/AIGLサポートセンターが行います(渡航後帰国中で最長1年間)。なお、緊急時に24時間受付の電話による適切なアドバイスを行います。当社はその内容に何らの保証をするものではありません。
- 4)第5条(5)項に基づく当社による留学ローンの紹介、申し込み手続き代行において、当

社は申し込み者の資格審査の結果による留学ローンの可否や債務保証等、その他一切の事項について一切責任を負いません。

(5)申し込み者は渡航前、申し込み者の責任において行動するものと、法令、慣習または留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申し込み者の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のレジャー活動等、当社のサービスに申し込み者の責任となく、また、特定のスポーツを行うにあたり保護の目的が必要な場合は、申し込み者本人の責任において加入し手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、申込金・留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払済みの費用については一切返金されません。

(6)当社は、希望留学先から当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責任を問わず、希望留学先の事情により、入学内容・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なく変更される場合や定員に満たない等の理由、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が1ヶ月手配、申し込み者に対してご連絡しますが、ご出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約は、希望留学先と申し込み者との間で直接的な契約となるため一切その責任を負いません。

## 第13条(損害の負担)

当社は、当社の責にふらぬ事由により申し込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

## 第14条(前受金の保全)

当社は、次の通り前受金の保全措置を実施します。  
 当社は、留学に際する前受金の返金、申込金、授業料、滞在費のお預り金(前受金)を対象として、当社の運営資金ならびに保有財産から完全切り離し管理をするための「前受金別当別当金」を導入します(留学費用は、受け取り開始日を定めるための「前受金」制度上必要な措置を除き、90日以上前にお支払いいただくこととなります)。詳細は、別紙約款の「留学プログラムに関する前受金の保全について」をご参照ください。

また、旅行業者として対象となる航空券代やホテル代等の渡航に係る費用にきてまは、当社は観光庁長官登録旅行業第1種を取得していることにより、日本旅行業協会にも弁済業務保証基金分提供を供しています。これにより、協会会判での下、対象となる旅行費用の保全を相当な返還保証されます。

## 第15条(契約終了後の取扱い)

本約款第2条(1)に記載する契約期間が留学手続きの開始日に期間満了となった場合は、自動的に契約が終了となります。また、留学手続きを開始してからの手続き上の進展がなく、ご出発の意思がなかったまま契約期間を超えた場合は契約の終了となります。その際、既にお支払い済みの申込金は、契約期間の満了により、申し込み者へ返金されるのに対して、留学先や滞在先等から別途実費発生があった場合は、申し込み者に請求されます。なお、申し込み者の都合により入寮・授業コース、ホームステイから寮への変更、留学時期などの留学条件を変更した場合は、変更申し込みの契約成立日以降留学手続きを進めることもできるとなります。変更に関する契約期間満了となり契約の終了とならないことにも、ご留意いただきたい。変更手数料返金しません。

## 第16条(守秘義務について)

当社では、個人情報のお意のままに個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき、当社の取組の目的以外では一切に提供しません。ただし、万の緊急事故及びVISA発行に備えられたり、ご申し込みの履歴を記載した内容海外留学契約の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

## 第17条(個人情報取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申し込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

- 個人情報の取得及び利用について
  - 当社は、適法かつ必要範囲において個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務上の必要に認められる限り利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用、または個人情報の取扱いを第三者委託する場合は、当該第三者につき厳重な調査を行い、上、秘密を保持するために適正な監督を行います。
- 個人情報の利用目的について
  - 申し込み者が留学や旅行に関する相談、申し込み、留学及び旅行商品並びにサービスをご利用いただく際、申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、フロッキ番号、職業、勤務先または身分証明書等の個人情報をご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際、並びに申し込み者との連絡のために利用させていただきます(但し、申し込み者のお申し込みいただいた旅行・旅行商品において運送・宿泊機関等の提供するサービスを受けられそのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で、また当社の留学及び旅行契約の実行、事前の準備等や保証する手続上必要な範囲内にて、運送・宿泊機関等の提供に申し込み者の同意を得た上で、個人情報保護法に基づき個人データの取扱いを委託することにより提供いたします。その他、申し込み者のために、旅行先や留学先となる留学先・研修機関等への入手続書上必要となる、日本で申し込み者の最終学生、健康診断書、旅行証明書、戸籍簿本(抄本)等の提供をお願いする場合があります。これらの個人データの提供について、申し込み者は同意いただくものとします。
  - 当社は、留学・旅行中に行われた場合、申し込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報を必要とする。この個人情報は、申し込み者が帰国した時点で当社に連絡先の方の連絡の必要があることと通知する範囲で使用させていただきます。申し込み者は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、申し込み者の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申し込み者の個人情報を当社へ提供したかどうかについて、申し込み者は選択するものであり、申し込みを承諾した後に提供を委託する。その他、当社により、より良い留学・旅行商品の開発のためのマーケティング分析、統計資料等の作成、当社のマーケティング戦略を推進するためのマーケティング分析、統計資料等の作成、当社が当社と提携する第三者から個人データの提供、説明会、イベント・セミナー並びにマーケティング情報等のご案内や個人データの提供を受ける場合があります。また、旅行終了後や留学期間後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申し込み者の個人情報を活用させていただきます。なお、個人情報につきましては、申し込みから提供いただける個人情報の内容によりますが、当社の高品質サービスをご利用いただけたい場合があります。
- 個人情報の第三者提供について
  - 当社に、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供しません。当社は、申し込み者へ「留学商品・サービスを提供する上に必要な」と判断した場合は、申し込み者が提供した申し込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、フロッキ番号、職業、勤務先または身分証明書や戸籍簿本(抄本)等の個人データを、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる第三者(ホテル・宿泊先・旅行代理店・現地手配会社、渡航先機関・保険会社、観光会社等の業務委託)に提供し、個人データの提供を委託する場合があります。個人データの提供は必ずその業務委託された内容を定めるところに基づき行われます。その際、当社は専門の組織委員会による個人情報に対する当該業務の取組を委託する場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示することはありません。次の2)項と3)項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理責任者の責任の下に行います。

- 申し込み者本人が個人情報の開示を希望する場合
  - 申し込み者本人が個人情報の開示を希望する場合、個人情報を提供した必要に応じて個人データを削除する場合があります。また、個人情報を提供した必要に応じて個人データを削除する場合があります。
- 個人情報保護管理責任者
  - 当社は、個人情報保護管理責任者を次のとおり定めます。
    - 代表取締役 長 和生
    - 連絡先：03-5312-4421(代) (平日のみ10:00~18:00)
- 第18条(管轄裁判所)
  - 本約款に関する訴訟その他一切の法的な権利については、東京地方裁判所のを専ら合意の管轄裁判所とします。
- 第19条(約款の変更)
  - 本約款は、事前に告知なしに変更されることがあります。
- 第20条(準拠法)
  - 本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。
- 第21条(免効期)
  - 本約款の内容は、2017年6月1日以前に申し込まれる留学プログラム契約に適用されず、また、料金、条件等の変更があった場合は、留学ジャーナルオンライン(<http://www.ryugaku.jp/>)上の最新の約款を適用します。

※「ワーキングビザサポートプログラム」にお申し込みの場合、別途お渡されるワーキングビザサポートプログラムに同意していただきます。